

平成27年11月27日招集

平成27年第14回登米市教育委員会
11月定例会議議案

登米市教育委員会

平成27年第14回登米市教育委員会

11月定例会議議事日程

日 時 平成27年11月27日（金）

午前9時30分～

場 所 中田庁舎2階201会議室

1 出席点呼

2 開会宣言（開会 午前 時 分）

3 前回までの教育委員会会議録の承認

4 教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告

日程第1（報告第20号）一般事務報告について

日程第2（報告第21号）専決処分の報告について（平成27年度登米市一般会計補正予算（第6号）に対する意見聴取について）

日程第3（報告第22号）専決処分の報告について（登米市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の一部を改正する告示について）

6 議 事

日程第4（議案第48号）県費負担教職員の服務上の措置について

日程第5（議案第49号）教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について

日程第6（議案第50号）平成28年度登米市教育基本方針について

日程第7（議案第51号）平成28年度登米市育英資金及び浅野兄妹奨学資金奨学生の決定について

日程第8（議案第52号）平成28年度上杉奨学金奨学生の決定について

日程第9（議案第53号）登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

7 次回教育委員会定例会議開催日時

平成27年12月 日（午 時 分）

8 閉会宣言（閉会 午 時 分）

報告第20号

教育長の一般事務報告について

登米市教育委員会会議規則（平成17年登米市教育委員会規則第3号）第23条の規定により、定例会議に報告すべき一般事務報告を別紙のとおり報告する。

平成27年11月27日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

報告第21号

専決処分の報告について（平成27年度登米市一般会計補正予算（第6号）に対する意見聴取について）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、登米市長から別添のとおり意見を求められ、「異議ない」旨、専決処分したので報告する。

平成27年11月27日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

報告第22号

専決処分の報告について（登米市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の一部を改正する告示について）

登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第3条第1項及び第2項の規定により、登米市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱（平成19年登米市教育委員会告示第25号）の一部を改正する告示について、下記のとおり専決処分したので報告する。

平成27年11月27日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

記

登米市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の一部を改正する告示

登米市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱（平成19年登米市教育委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

題名中「子ども」の次に「総合」を加える。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後子ども総合プラン推進事業」という。）について検討するため、登米市放課後子ども総合プラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第5条を削り、第4条を第5条とする。

第3条第2項中「再任する」を「再任される」に改め、同条を第4条とする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条 運営委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 放課後子ども総合プラン推進事業の計画に関すること
- (2) 事業実施後の検証及び評価に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、放課後子ども総合プラン推進事業の推進に必要な事務に関すること

第6条第1項中「教育委員会生涯学習課」を「教育委員会教育部生涯学習課」に改め、同条第2項中「教育委員会生涯学習課」を「教育委員会教育部生涯学習課、教育企画室」に、「福祉事務所子育て支援室」を「福祉事務所子育て支援課」に改める。

附 則

この告示は、平成27年11月1日から施行する。

議案第48号

県費負担教職員の服務上の措置について

登米市立学校に勤務する職員の服務上の措置に関する取り扱い基準（平成25年7月1日制定）5により別紙のとおり措置するものとする。

平成27年11月27日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

議案第49号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

平成27年11月27日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

議案第50号

平成28年度登米市教育基本方針について

平成28年度登米市教育基本方針を別添のとおり定めるものとする。

平成27年11月27日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

議案第51号

平成28年度登米市育英資金及び浅野兄妹奨学資金奨学生の決定について

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。

平成27年11月27日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

議案第52号

平成28年度上杉奨学金奨学生の決定について

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。

平成27年11月27日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

議案第53号

登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

登米市教育委員会の組織等に関する規則（平成19年登米市教育委員会規則第11号）の一部を下記のとおり改正するものとする。

平成27年11月27日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

記

登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

登米市教育委員会の組織等に関する規則（平成19年登米市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（相互援助）

第13条の2 教育部長は、事務の処理上必要があると認めるときは、部内各課室、教育事務所及び教育機関の職員を相互に援助させるようにしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。